

手話言語条例（案）制定に伴う意見公募の結果について

コード：81

【案件名】

かすみがうら市手話言語条例（案）  
～ろう者を含むすべての人が、安心して暮らせる共生社会の実現を目指す～

【意見募集の趣旨】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するため、「かすみがうら市手話言語条例（案）」を制定し、ろう者を含むすべての人がお互いを支え合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

つきましては、条例の制定にあたり、条例案を市民の皆さんに公表し、意見を募集するものです。

【公表資料】資料の公表予定日：令和6年11月25日

かすみがうら市手話言語条例（案）  
かすみがうら市手話言語条例（案）逐条解説

【閲覧場所】（ホームページ以外に次の場所で閲覧できます）

社会福祉課（千代田庁舎）、情報政策課（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所

【募集期間】令和6年11月25日（月）～令和6年12月9日（月）

【意見募集の対象】

市内に在住、在勤、在学する方  
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体  
この案件に利害関係のある個人又は団体

【提出方法】

住所、氏名、電話番号、案件名を明記の上、次のいずれかの方法で意見を提出してください。（在勤、在学、事業所を有する方は、会社名、学校名を記入）

①直接持参 社会福祉課（千代田庁舎）、情報政策課（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所

②郵便 〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

保健福祉部 社会福祉課 宛

③FAX 0299-59-2186 社会福祉課 行

④電子申請 右記の二次元コードから「いばらき電子申請・届出サービス」にアクセスし申請してください。



【担当課・問い合わせ】

保健福祉部 社会福祉課

TEL 0299-59-2111 029-897-1111（内線）1163

【実施結果】

提出された意見はありませんでした。

【今後の予定】

- ・令和7年2月27日 令和7年かすみがうら市議会第1回定例会 上程
- ・令和7年4月1日 施行